

がん性疼痛緩和指導管理料について

当院は、緩和ケアに係る研修を受け、その経験を有する医師がおります。

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さんに対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に従って副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、薬剤に関する指導（薬剤の効果及び副作用に関する説明、疼痛時に追加する臨時の薬剤の使用方法に関する説明を含める）を行い、薬剤を処方した日に200点が加算されます。